

共同生活援助に要する費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第16 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費(1日につき)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 共同生活援助サービス費(I) 257単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ロ 共同生活援助サービス費(II) 211単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ハ 共同生活援助サービス費(III) 181単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ニ 共同生活援助サービス費(IV) 120単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ホ 共同生活援助サービス費(V) 287単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">注1 <u>イからヘ</u>までについては、主として区分1に該当する知的障害者等又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない知的障害者等に対して、指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 <u>イ</u>については、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人(以下「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を<u>4</u>で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 <u>ロ</u>については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を<u>5</u>で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知</p>	<p>第16 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費(1日につき)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 共同生活援助サービス費(I) 171単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ロ 共同生活援助サービス費(II) 116単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">注1 <u>イからハ</u>までについては、主として区分1に該当する知的障害者等又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない知的障害者等に対して、指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 <u>イ</u>については、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人(以下「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を<u>6</u>で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p>

事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 ニについては、注2から注4まで及び注7に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ホについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 ヘについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第1項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）において、指定共同生活援助を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからヘまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たって、イからホまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ヘについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

3 ロについては、注2及び注4に定める以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第1項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イからヘまでに掲げる共同生活援助サービス費の算定に当たって、イ及びロについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ハについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下この第16において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90
- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき世話人(注2において「世話人」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下この第16において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90
- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87

6 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

として都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 夜間防災体制加算

イ 利用者が4人以下 25単位

ロ 利用者が5人 20単位

ハ 利用者が6人 16単位

ニ 利用者が7人 14単位

ホ 利用者が8人以上30人以下 12単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

1の4 日中支援加算 270単位

注 指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所を除く。）が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに

、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2 自立生活支援加算 14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、単身生活等が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活援助計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活援助計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活援助計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、当該指定共同生活援助事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活援助事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。

(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併

2 自立生活支援加算 14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、単身生活等が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活援助計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活援助計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活援助計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、当該指定共同生活援助事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活援助事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。

(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設す

設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計

る病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅における外泊期間の日数の合計が

が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 長期帰宅時支援加算 25単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数

7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

4の2 長期帰宅時支援加算 25単位

注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

- 2 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。
- 4 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設若しくは少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から三年を経過していないもの又はこれに準ずる者

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(削除)

5 小規模事業加算

平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間

(1) 入居定員が4人の場合 37単位

(2) 入居定員が5人の場合 14単位

注 平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所において引き続き行う指定共同生活援助の事業に係る指定共同生活援助事業所の入居定員(当該指定共同生活援助事業所が複数の共同生活住居を有する場合であって、専任の世話人が置かれている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員とする。)が4人又は5人であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

